

## すまいるモニター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、総合情報誌「すまいる」の誌面内容について、町民の方から広く意見、要望等を聴取し、誌面構成や編集に役立てることを目的として設置する、すまいるモニターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定員)

第2条 すまいるモニターの定数は10人とする。

### (職務)

第3条 すまいるモニターは、次に定める職務を行うものとする。

- (1) 毎月の総合情報誌「すまいる」に関する意見、感想等のレポート提出
- (2) 年2回開催予定の「すまいるモニター会議」への出席

### (任期)

第4条 すまいるモニターの任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

2 年度途中からすまいるモニターとなった場合は、すまいるモニターとなった日から翌年3月31日までとする。

### (募集)

第5条 すまいるモニターの募集は、総合情報誌「すまいる」誌上で行う。

### (応募)

第6条 すまいるモニターの応募は、町内に在住する中学生以上の方の自薦とし、次のいずれかの方法による応募とする。なお、応募の際には、住所、氏名及び電話番号を明記することとする。

- (1) ホットボイスはがき
- (2) ファクス
- (3) 電子メール

### (通知)

第7条 政策推進課は、前条の応募があった場合は、速やかにその結果を文書により当該者に通知する。

### (謝礼)

第8条 町長は、すまいるモニターの任期の末日までに謝礼(5,000円分の商品券又はMポイント)を支給する。

2 年度の途中からすまいるモニターとなった場合又は年度の途中ですまいるモニタ

一を辞した場合、年度内の任期が9か月以内の場合の謝礼は次のとおりとする。

任期7～9か月：3,000円分

4～6か月：2,000円分

1～3か月：1,000円分

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年5月12日決定)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月4日決定)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月31日決定)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年2月14日決定)